

いきるけあ 秘密保持および個人情報の保護方針

(1) 利用者および家族等に関する秘密保持について

- ① 事業所は、利用者および家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ② 事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、居宅介護支援契約が終了した後においても継続します。
- ④ この秘密を保持する義務は、職員が退職した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

① 利用目的

利用者および家族等の個人情報については、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施するサービス担当者会議、居宅サービス事業所等との連絡調整等を目的に利用します。指定居宅介護支援業務以外の目的では原則的に利用しません。

② 適正な取得

利用者の個人情報の取得方法、取得対象者については、あらかじめ利用者の同意を得ます。

③ 適正な利用

事業所は、利用者からあらかじめ同意を得ない限り、利用者および家族等の個人情報を用いません。

④ 利用範囲

保険者（藤沢市役所）、かかりつけ医、居宅サービス事業所等

⑤ 個人情報の管理

事業所は、利用者および家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、鍵付書庫を用いて十分な注意のもとに管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

⑥ 利用者への開示

事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います。

（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）